

日田市規則第34号

日田市福祉バスの設置、管理及び運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月24日

日田市長 原 田 啓 介

日田市福祉バスの設置、管理及び運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市福祉バスの設置、管理及び運行に関する条例施行規則（昭和59年規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄の表中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第15条関係）			別表第1（第15条関係）		
路線名	乗降場所の名称	乗降場所の位置	路線名	乗降場所の名称	乗降場所の位置
略			略		
月出山線	略		月出山線	略	
	名里停留所	日田市大字求来里（求町） <u>2072番6</u> <u>地先</u>		名里停留所	日田市大字求来里（求町） <u>2087番4</u> <u>地先</u>
	求停留所	日田市大字求来里（求町）765番1地先			

略

略

別表第4（第17条関係）

月出山線

所要時間 57分

運行区間、乗降場所	運行時刻	運行区間、乗降場所	運行時刻
	往路		復路
月出山公民館前 発	9 : 40	老人福祉センター 発	<u>13 : 40</u>
竹ノ尾	9 : 44	商工会議所前	<u>13 : 46</u>
月出町公民館前	9 : 46	日田バスターミナル	<u>13 : 52</u>
戸屋ノ口	9 : 47	市役所前	<u>13 : 57</u>
大石峠	9 : 49	元宮	<u>14 : 05</u>
名里	9 : 59	求来里入口	<u>14 : 14</u>
求	10 : 01	求	14 : 16
求来里入口	<u>10 : 03</u>	名里	<u>14 : 18</u>
元宮	<u>10 : 12</u>	大石峠	<u>14 : 28</u>
市役所前	<u>10 : 20</u>	戸屋ノ口	<u>14 : 30</u>
日田バスターミナル	<u>10 : 25</u>	月出町公民館前	<u>14 : 31</u>

略

略

別表第4（第17条関係）

月出山線

所要時間 48分

運行区間、乗降場所	運行時刻	運行区間、乗降場所	運行時刻
	往路		復路
月出山公民館前 発	9 : 40	老人福祉センター 発	<u>13 : 50</u>
竹ノ尾	9 : 44	商工会議所前	<u>13 : 58</u>
月出町公民館前	9 : 46	日田バスターミナル	<u>14 : 01</u>
戸屋ノ口	9 : 47	市役所前	<u>14 : 05</u>
大石峠	9 : 49	元宮	<u>14 : 08</u>
名里	9 : 59	求来里入口	<u>14 : 17</u>
求来里入口	<u>10 : 01</u>	名里	<u>14 : 19</u>
元宮	<u>10 : 10</u>	大石峠	<u>14 : 29</u>
市役所前	<u>10 : 13</u>	戸屋ノ口	<u>14 : 31</u>
日田バスターミナル	<u>10 : 17</u>	月出町公民館前	<u>14 : 32</u>

商工会議所前	<u>10:31</u>	竹ノ尾	<u>14:33</u>	商工会議所前	<u>10:21</u>	竹ノ尾	<u>14:34</u>
老人福祉センタ 一着	<u>10:37</u>	月出山公民館前着	<u>14:37</u>	老人福祉センタ 一着	<u>10:28</u>	月出山公民館前着	<u>14:38</u>

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。